

## 資料 1

第 2 4 回丹波篠山市原子力災害対策検討委員会資料

# 令和 2 年度安定ヨウ素剤事前配布事業について

## 1 今年度の開催について

5～6 月の 6 日間 6 会場で実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となっています。

今年度、更新対象の安定ヨウ素剤丸剤の使用期限は「令和 2 年 6 月」までで赤袋 3 年使用期限の丸剤です。

## 2 今後の対応について（案）

### ①丸剤の更新者の方への対応

丸剤で更新対象の方へは文書を送付します、コロナ禍の中で今年度更新事業を行えない旨お伝えするとともに、現在お持ちの安定ヨウ素剤については、国において製造後 5 年は品質が保たれることが確認され、使用期限を従来の 3 年から 5 年に延長する見直しがされたため、平成 29 年度の配布会場でお渡しした安定ヨウ素剤（丸剤）の使用期限を 2 年延長とすることをお伝えします。

そのため、丸剤容器に添付シール使用期限「平成 32 年 6 月（令和 2 年 6 月）」を「令和 4 年 6 月」に変更とする。

ただし、令和 3 年度においては通常通り安定ヨウ素剤事前配布事業を実施予定のため、説明会場に来ていただくことで交換いただくこともできるとします。

### ②ゼリー剤新規受領及びゼリー剤から丸剤の変更対象の乳幼児への対応

・乳幼児を対象とした事前配布日を別に設けることができないか検討する

・乳幼児健診での同時配布は可能か検討しましたが・・・

幼児健診は毎月、健康課において丹南健康福祉センターで実施している。

健診の種類によっては医師も出役があるため、安定ヨウ素剤を配布するスタッフとしての条件はそろっているが、現状において、時間的に、相談や健診に要する時間が一人ひとり長く、親子ともにこれ以上の長時間には耐えられないと考えます。

・そのため、乳幼児を対象とした安定ヨウ素剤配布日を単独で設けることを検討します。

子育て世代にやさしい安定ヨウ素剤の配布ができ、ゼリー剤の受領率を向上させる。場所は、乳幼児健診を実施している丹南健康福祉センターで検討する。



内閣府原子力防災庁  
原子力規制庁  
保存期間：5年  
他省庁への照会

府政原防第63号  
原規放発第19060511号  
令和元年 6月 5日

厚生労働省医薬・生活衛生局  
医薬品審査管理課長 殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付  
参事官（総括担当）



原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ  
放射線防護企画課長



平成 31 年 3 月 31 日以前に出荷されたヨウ化カリウム丸 50mg の取扱いについて（照会）

平素より原子力防災行政に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

株式会社日医工が製造販売承認を有するヨウ化カリウム丸 50mg に関して、今般、平成 31 年 4 月 1 日以降に出荷されたものについて、その有効期間が3年から5年に延長されたところですが、平成 31 年 3 月 31 日以前に備蓄用として出荷されたものから丸剤の組成そのものに変更はないと承知しているところ、平成 31 年 3 月 31 日以前に出荷されたヨウ化カリウム丸 50mg について、下記のように取り扱うことが可能か御教示願いたく照会します。

#### 記

- 1 平成 31 年 3 月 31 日以前に出荷され、自治体が購入した後自ら保管しているヨウ化カリウム丸 50mg について、その備蓄期間を出荷時の有効期間の2年後まで延長し、緊急時には住民等に配布して服用させるように取り扱うこと。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前に出荷され、自治体が購入した後住民に配布したヨウ化カリウム丸 50mg について、その備蓄期間を出荷時の有効期間の2年後まで延長させ、緊急時には服用させるように取り扱うこと。

以上

薬生薬審発 0607 第 1 号  
令和元年 6 月 7 日

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付  
参事官（総括担当） 殿  
原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ  
放射線防護企画課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
医薬品審査管理課長



平成 31 年 3 月 31 日以前に出荷されたヨウ化カリウム丸 50mg の取扱い  
について（回答）

「平成 31 年 3 月 31 日以前に出荷されたヨウ化カリウム丸 50mg の取扱いに  
ついて（照会）」（令和元年 6 月 5 日付け府政原防第 63 号・原規放発第  
19060511 号内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）及び原  
子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ放射線防護企画課長連名通知）によ  
り意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

#### 記

ヨウ化カリウム丸 50mg（以下「ヨウ化カリウム丸」という。）については、製  
造販売業者である日医工株式会社から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安  
全性に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条第 10 項の規定による届出  
が行われ、本年 4 月 1 日以降に製造販売されるヨウ化カリウム丸の有効期間が  
5 年間に延長されています。

本年 4 月 1 日前後で製剤の組成は変更されていないため、本年 3 月 31 日以前  
に備蓄用として出荷されたヨウ化カリウム丸についても、室温下において適切  
に保管されている場合、製造後 5 年間は承認された規格を逸脱することはない  
と考えられます。

このため、御照会の 1 及び 2 については、適切に保管されているものであれば、  
その備蓄期間を出荷時の有効期間の 2 年後まで延長するよう取り扱っても差し  
支えないものと考えます。

以上

令和元年6月18日  
事務連絡

関係道府県安定ヨウ素剤所管課室の長 殿

内閣府政策統括官(原子力防災担当) 付  
参事官(総括担当) 付

平成31年3月31日以前に出荷されたヨウ化カリウム丸50mgの取扱いについて

平素より原子力防災行政に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成31年4月1日以降に出荷されたヨウ化カリウム丸50mgの有効期間については、5年に延長されているところです。今般、既に関係道府県で購入された平成31年3月31日以前に出荷されたヨウ化カリウム丸50mg(以下「赤包装の丸剤」という。)について、有効期間5年とする運用の可否について厚生労働省に照会し、別紙の通り、差支えない旨の回答を得たので、赤包装の丸剤についても有効期間を5年に延長する取り扱いとすることとしました。

つきましては、下記の通りの運用としますので、適切なお取扱いをお願いします。

#### 記

##### [自治体備蓄分の取扱い]

- ・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(以下「交付金」という。)で購入した赤包装の丸剤のうち、自治体が備蓄しているものについては、現在表示されている有効期間の2年後まで使用可能である旨をわかるように明示し、保管すること。

##### [既に住民配布済み分の取扱い]

- ・交付金で購入した赤包装の丸剤のうち、住民に配布済みのものについても、同様に有効期間を2年延長するので、既に配布済みの住民に対しその旨周知をはかること。その際、住民に周知するために必要な経費は、交付金による支援の対象となる。  
ただし、次により予定通り更新を行う場合は周知の必要はない。
- ・既に予定されている赤包装の丸剤の更新の配布説明会については、準備が進んでおり急ぎょ順延すると損失や混乱が発生する恐れがある場合、予定通り開催し配布して差し支えない。その際、住民から回収した赤包装の丸剤については、保管状況が良好であれば、有効期間5年の間は緊急配布用として自治体において保管すること。

上記にかかる、具体の取り扱いについて疑問がある場合は、事前に相談すること

[今後の購入計画]

- ・平成31年2月22日付事務連絡「ヨウ化カリウム丸 50mg の使用期限の延長に伴うニーズ調査について(依頼)」にて御回答いただいた調査票に記載してある購入予定については、赤包装の丸剤を更新するために今年度及び次年度に購入予定であったものについては、それぞれ2年順延すること。その際、可能な限り5年間に分割・平準化して購入すること

以上

<照会先>

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付  
参事官補佐 林田 浩一  
[Tel:03-3581-4230](tel:03-3581-4230) E-mail:koichi.hayashida.x2f@cao.go.jp

## 安定ヨウ素剤

運転中や停止直後の原子力発電所等は、事故が発生した場合、放射性ヨウ素を含む核分裂生成物を環境中へ放出することがあります。核分裂生成物のうち放射性ヨウ素が、呼吸や飲食品を通じて人体に取り込まれると、甲状腺に集積し、放射線被ばくの影響により数年～数十年後に甲状腺がん等を発生させる可能性があります。この甲状腺被ばくは、安定ヨウ素剤を事前に服用することにより低減することができます。

ただし、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定され、放射能に対する万能薬ではありません。また、放射性ヨウ素が体内に取り込まれた後に安定ヨウ素剤を服用しても効果は極めて小さくなるため、適切なタイミングで速やかに服用することが必要となります。

### <日本原子力発電株式会社 東海第二発電所から5キロメートル圏内の事業所の皆様へ>

令和2年度安定ヨウ素剤事業所事前配布申込の受付を開始いたします。

東海第二発電所から5キロメートル圏内の事業所の従業員のうち、東海第二発電所から5キロメートル圏外に居住されている方で、採用や異動等により安定ヨウ素剤の配布を新たに希望される方がいる場合、事業所でとりまとめのうえ、下記の「配布希望申込書」をご提出ください。（令和元年度に既に配布した方は対象外となります。）

お申込みを受けてから、**配布希望者の所属する事業所に整理券を送付**しますので、配布会場や指定の薬局で安定ヨウ素剤を受け取ってください。11月30日までに申込書をご提出いただいた場合、令和3年1月から2月頃に整理券を発送する予定です。なお、配布会や指定の薬局については、整理券発送時に合わせてご案内いたします。

※東海第二発電所から5キロメートル圏内とは、次の地域です。

（この地域にお住まいの方は安定ヨウ素剤の住民事前配布の対象となっています。）

- ・ 日立市：久慈町、大みか町、石名坂町、南高野町、茂宮町、大和田町、神田町、下土木内町、留町、みなと町
- ・ ひたちなか市：長砂
- ・ 那珂市：本米崎
- ・ 東海村：全域

[【配布希望申込書】（ワード：44KB）](#) ダウンロードしてご利用ください。

茨城県保健福祉部医療局業務課企画調整グループまでメール又は郵送でご提出ください。

メールで提出

メールアドレス：[yakumu@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:yakumu@pref.ibaraki.lg.jp)

（件名は「安定ヨウ素剤事業所事前配布希望」としてください）

郵送で提出

郵送先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県保健福祉部医療局業務課企画調整グループ 行

（封筒に「安定ヨウ素剤事業所事前配布希望申込書在中」と朱書きしてください）

### <安定ヨウ素剤（丸剤）の使用期限延長について>

国において、安定ヨウ素剤（丸剤）は、製造後5年間は品質が保たれることが確認され、**使用期限を従来の3年から5年に延長**する見直しがなされました。

これに伴い、**2018年度の配布会でお渡しした安定ヨウ素剤（丸剤）の使用期限を2年間延長**することとしました。

つきましては、お持ちの丸剤の薬袋に記載の使用期限を以下のとおり変更する取扱いといたしますので、御理解をお願いいたします。

2021年6月 → **2023年6月**

[薬袋修正見本（PDF：92KB）](#)

なお、国からの期限延長に係る通知を以下のとおり掲載いたします。

[平成31年3月31日以前に出荷されたヨウ化カリウム丸50mgの取扱いについて（PDF：255KB）](#)

[別紙（照会文）（PDF：280KB）](#)

[別紙（回答文）（PDF：47KB）](#)